

訪問看護 重要事項説明書 (介護保険 介護予防 医療保険 全額自己負担)

利用者に対する中央区医師会訪問看護ステーションあかし（以下、事業所）が実施する訪問看護サービスの提供開始にあたり、事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業の目的と看護の内容

【事業の目的】

居宅において、主治の医師が訪問看護の必要を認めた利用者に対して適切な訪問看護を提供する事を目的とする。

【看護の内容】

- 健康管理及び病状の観察 ■服薬管理の支援 ■日常生活の支援
- 医療処置と各種機械・カテーテル等の管理 ■リハビリテーションの指導
- ご家族への介護支援・相談 ■自宅での看取りの援助

2. 事業者概要

事業所名	公益社団法人中央区医師会訪問看護ステーションあかし
所在地/電話番号	東京都中央区明石町 1-6 / 03-5565-7281
法人名/代表者名	公益社団法人中央区医師会 / 会長 西井 京子
所在地/電話番号	東京都中央区勝どき 1-6-7 / 03-3531-1048
指定番号	東京都指定 1367193063 号

3. 事業所の職員体制（契約時の稼働職員）

職種	常勤	非常勤	計
管理者	1	0	1
看護師	10	8	18
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	2	0	2
事務員	1	1	2

4. 営業日・営業時間

営業日・営業時間	営業日は原則として月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜日・日曜日・国民の祝日・12月29日から1月3日までに限っては病状に応じて対応する。又、営業時間は9時15分から17時15分までとする。
----------	---

5. 営業地域

■通常の営業地域・・・中央区・江東区（注）以外の地域への訪問看護では交通費は実費の扱いとなります。

6. 相談苦情窓口

公益社団法人中央区医師会 訪問看護ステーションあかし 管理者：小野 絵理子	所在地：東京都中央区明石町 1-6 電話：03-5565-7281 受付時間：平日 9：15 から 17：15
公益社団法人中央区医師会 会長：医師会会長	所在地：東京都中央区勝どき 1-6-7 電話：03-3531-1048 受付時間：平日 9：30 から 18：00
中央区福祉保健部介護保険課 介護給付係	所在地：東京都中央区築地 1-1-1 電話：03-3546-5377 受付時間：平日 8：30 から 17：15
江東区役所介護保険課 介護サービス利用相談	所在地：東京都江東区東陽 4-11-28 電話：03-3647-9099 受付時間：平日 9：00 から 17：00
東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所在地：東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11F 電話 03-6238-0177 受付時間：平日 9：00 から 17：00

7. 緊急時等の対応の方法

- サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族
主治医・救急機関・居宅介護支援事業所等に連絡します

主治医 (初回指示)	医療機関名					
	医師名		電話番号			
ご家族 他連絡先	氏名		電話番号		本人と の関係	
ご家族 他連絡先	氏名		電話番号		本人と の関係	

■災害発生時・感染症まん延時の対応、業務継続計画について

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の訪問看護を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保した上で、利用者の安否確認や支援、主治医や医療機関との連携、必要時の訪問を行います。また、災害及び感染症蔓延時に訪問看護の提供を実施するため、また早期に業務再開を図るため業務継続計画を作成し、定期的に研修・訓練を実施します。

8. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者がお住まいの区市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。尚、当事業所は損害賠償保険に加入しております。

9. その他ご承諾いただく事項（裏面 3 ページ参照）

10. 加算に係る同意

○介護保険適用の場合：緊急時訪問看護加算 ○健康保険適用の場合：24 時間対応体制加算
いつもと様子が違う時（熱が出た・呼吸が苦しい・元気がないなど）不安に思った時は、
電話で相談ができます。訪問日時以外、いつでも電話でご相談に応じ、又必要な場合は訪問
します。（どちらかに○つける）

（ 利用します ・ 利用しません ）

訪問看護の提供を開始するにあたり、利用者に対して訪問看護 重要事項説明書に基づき、本書
内容を説明しました。

事業者名：中央区医師会訪問看護ステーションあかし

住 所： 東京都中央区明石町 1-6

管理者： 小野 絵理子

重要事項説明者： _____

令和 年 月 日

□私は、契約書及び本書面により、事業所から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。
又、別紙の料金について承諾します。

利用者： 氏名 _____

□利用者は、心身の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、下記、家族
もしくは代理人が利用者に代わって、その署名を代筆しました

家族・代理人： 氏名 _____

本人との関係： _____

その他ご承諾いただく事項

■虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています（管理者：小野 絵理子）
- (2) 成年後見制度の利用を支援します
- (3) 苦情解決体制を整備しています
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を行い、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上を図ります
- (5) 個別支援計画の作成など適切な支援を実施します
- (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境を整備します
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに行政に通報します

■身体的拘束等について

事業者は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行いません。事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載します。

■カスタマーハラスメントへの対応

従業者に対して、暴言、暴力等ハラスメント行為が発生した場合は、関係者間で協議し解決を図ります。解決が困難で健全な信頼関係が構築できず訪問看護の効果が期待できないと判断した場合は、行政や居宅介護支援事業所等に相談の上、訪問看護の中止または契約解除とすることがあります。